

山形県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例

平成28年8月3日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第2項に規定する機関の組織及び運営に関する事項その他法の施行に関し、他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(山形県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会)

第3条 法第81条第2項の規定により、事件ごとに山形県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、事件ごとに広域連合長が委嘱する。

2 委員の任期は、その委嘱の日から当該委員の委嘱に係る事件の調査審議の手續が終了する日までとする。

3 広域連合長は、前項の任期満了前に委員に欠員が生じた場合は、新たな者を委員に委嘱するものとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。ただし、委員が委嘱された後において最初に行われる会議は、広域連合長が招集する。

2 会議は、会長及び2人以上の委員の出席がなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(手数料)

第8条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならない手数料（次条において「手

数料」という。)の額は、別表に定めるとおりとする。

(手数料の減免)

第9条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により、審理員(法第9条第3項に規定する場合にあっては審査庁)は、法第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第10条 前2条の規定は、法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付の手数料及び当該手数料の減額又は免除について準用する。この場合において、第8条中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項」と、前条中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により、審理員(法第9条第3項に規定する場合にあっては審査庁)」とあるのは「法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第5項の規定により、審査会」と、「法第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第12条 第5条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山形県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬に関する条例の一部改正)

2 山形県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬に関する条例(平成19年条例第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

別表（第8条関係）

| 種別 | | 金額 |
|--|------|-----------|
| 電子複写機による複写（日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写する場合） | モノクロ | 1枚につき 10円 |
| 用紙に出力したもの（日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力する場合） | モノクロ | 1枚につき 10円 |

備考

- 1 1枚の用紙の両面に複写した場合における金額は、2枚として計算する。
- 2 日本工業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては、日本工業規格A列3番の大きさの用紙に換算した枚数とする。